

「宝塚市協働のまちづくり促進委員会」の設置から10年を迎えるにあたって

宝塚市協働のまちづくり促進委員会(以下「促進委員会」という。)は、現在の第5期委員の皆様任期終了(令和5年(2023年)9月19日)をもって、設置から丸10年が経過します。

促進委員会はこれまで、協働のマニュアルや宝塚市協働のまちづくり推進条例をはじめ、本市の協働を進めるための効果的な仕組みづくりや啓発活動等に、市と協働で取り組んでまいりました。(「参考資料:宝塚市協働のまちづくり促進委員会の活動実績」を参照)

歴代の委員の皆様のご尽力により、本市における協働を進めるための基盤となる仕組みづくりについては一定構築できたと考えており、今後はこれらの仕組みを基本としつつ、協働が実際にどのように進んでいるかを検証し、時代の変化にも対応しながら、さらなる協働の推進を図っていくことが必要であると考えます。

「仕組みづくり」を中心としたこれまでのフェーズから、仕組みを活かした「さらなる推進」という次のフェーズに移行していくという思いを込めて、10年の節目を迎える令和5年(2023年)9月19日をもって「促進委員会」を終了するとともに、促進委員会のこれまでの取り組みや考え方を継承しつつ、さらなる協働の推進を図っていくための「新たな会議体」を設置したいと考えています。

1 新たな会議体の名称(案)

宝塚市協働のまちづくり推進会議(愛称:ええやん!協働会議)

【名称案のコンセプト】

ア 協働をさらに推し進めていく姿勢

「促進」には他者を前に進める意味合いがあるため、自らが主体的に進める意味合いがある「推進」に変更し、今後一層、自らが主体的に協働を推し進めていく姿勢を表現します。

促進・・・物事がはやくはかどるようにながすこと。

推進・・・①物を前へおし進めること。

②事業や運動などを達成するように努めること

(デジタル大辞泉より)

イ 市民目線のフラットな話し合いの場

「委員会」を「会議」に変更し、市民目線のフラットな話し合いの場であることを表現します。

ウ 市民にとって親しみやすい会議体

正式名称の他に「愛称」を設定し、市民にとって親しみやすくなるような工夫をします。

<「ええやん!」という文言の理由>

(ア) 市民にとって親しみやすく、前向きなイメージの言葉を選んでいきます。

(イ) 協働の必要性や有効性を、より多くの市民や職員に知ってもらいたいという思いを表現しています。

(ウ) 協働の指針のサブタイトル「これが協働やったんや」のイメージともマッチします。

2 新たな会議体の委員構成(案)

促進委員会	新たな会議体
知識経験者又は市長が適当と認める者 14 人以内 公募による市民 3 人 市職員 2 人 計 19 人以内	知識経験者又は担任意務の遂行に適任と認められる者 8 人以内 公募による市民 2 人 市職員 1 人 計 11 人以内

※ 構成メンバーについては、自治会・まちづくり協議会といった地域自治に関連する団体、テーマ型の活動を担う NPO 法人等の市民活動団体、市民活動・地域活動の支援を担う中間支援団体など、バランスに配慮しながら検討してまいります。

3 新たな会議体の位置付け

促進委員会と同様に「執行機関の附属機関設置に関する条例」に位置付けます。

⇒令和 5 年(2023 年)6 月の市議会に条例の改正を提案する予定です。

4 今後の取り組みのイメージ

促進委員会が担ってきた担任意務を継承しつつ、協働が実際にどのように進んでいるかを検証し、時代の変化にも対応しながら、協働のさらなる推進を図っていきます。

具体的には、協働のまちづくり推進条例(5 年以内ごとに検証するとしている)や協働のマニュアル(3 年以内ごとに検証するとしている)の検証等を通して、協働が実際にどのように進んでいるかを把握するとともに、担い手づくり等の具体的な課題や時代の変化にも対応しながら、協働を推進するための方策を検討していく必要があると考えています。

今後、第 5 期委員の皆様と一緒に、これまでの促進委員会の取組を振り返りながら、新たな会議体に引き継いでいく事項を検討していきたいと考えています。

参考資料:宝塚市協働のまちづくり促進委員会の活動実績

1 会議実績

No	会議名	開催回数(作業班回数)					主な審議事項
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 (2023.1 月時点)	
1	協働のまちづくり 促進委員会 (全体会)	9回	10回	23回 (13回)	8回 (5回)	4回	部会の設置及び部会での審議事項の総括 協働のまちづくり推進条例
2	協働のマニュアル 策定部会	6回 (6回)	5回 (8回)	1回 (1回)	-	-	協働のマニュアル 協働の事例集
3	協働の仕組みづくり 検討部会	6回 (4回)	5回 (12回)	3回 (11回)	-	-	まちづくり協議会ガイドライン まちづくり計画見直しガイドライン
4	地域ごとのまちづくり 計画推進部会	-	-	-	5回	-	地域ごとのまちづくり計画を協働で推進する仕組み
5	協働契約のあり方 検討部会	-	-	-	4回	4回 (12回)	市民活動団体等、様々な団体と市との協働及び契約の仕組み
6	協働のマニュアル 検討部会	-	-	-	-	2回	協働のマニュアル 協働の事例集
合計		21回 (10回)	20回 (20回)	27回 (25回)	17回 (5回)	10回 (12回)	-

2 発行物等

No	年月日	内容
1	平成28年(2016年)4月	協働の指針付属書その1「協働のマニュアル」を発行
2	平成29年(2017年)5月	宝塚市のまちづくり協議会ガイドライン(冊子版・概要版)を発行
3	平成29年(2017年)12月	まちづくり協議会紹介チラシを発行
4	平成30年(2018年)3月	協働の指針 付属書その2「協働の事例集」を発行
5	平成30年(2018年)6月	まちづくり計画見直しガイドラインを発行
6	令和2年(2020年)3月	宝塚市協働のまちづくり推進条例(案)について市長答申
7	令和3年(2021年)6月	地域ごとのまちづくり計画の「具体的な取り組み」を協働で推進するための「対話」「進捗管理」の仕組み完成

※ No.1~5については市と同委員会の連名で発行

3 協働の指針市民説明会 別紙「協働の指針市民説明会 開催状況一覧」のとおり

4 協働の指針職員研修会 別紙「協働の指針職員研修会 開催状況一覧」のとおり

5 その他

「花と緑のフェスティバル」に協働についての周知を図るためのブースを出展(平成29年度(2017年度)・平成30年度(2018年度))

協働の指針市民説明会 開催状況一覧

No	年月日	参加人数	内容
1	平成26年11月15日	38	①発表：宝塚市の協働のまちづくりの経緯（飯室委員） ②講演：協働の指針の策定経過と概要について（久会長） ③市民と市の協働の事例：「協働」すると何がいい？ （特）長尾すぎの子クラブ、宝塚市子ども館協議会
2	平成26年11月30日	28	①発表：宝塚市の協働のまちづくりの経緯（飯室委員） ②講演：協働の指針の策定経過と概要について（久会長） ③市民と市の協働の事例：「協働」すると何がいい？ （認）放課後遊ぼう会、宝塚どないしょネット
3	平成27年1月12日	283	【子どもはなして協働のまちづくりシンポジウム】 ①講演：子どもの育ちと社会との関わり（大日向 雅美 氏（恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授）） ②パネルディスカッション
4	平成27年5月30日	34	①講演：協働の指針について（飯室委員） ②事例発表：中山台ニュータウン住民の緑化事業について（飯室委員）
5	平成27年7月30日	37	①講演：協働の指針と同指針に基づく協働の実践について（飯室委員） ②事例発表：寺子屋事業（加藤委員）
6	平成28年10月15日	80	①講演：協働の指針とマニュアルについて（久会長） ②事例発表：一緒にプロジェクト～ごはんをたべよう～（一緒にプロジェクト実行委員会 福住美壽 氏）
7	平成28年10月23日	83	①講演：協働の指針とマニュアルについて（久会長） ②事例発表：一緒にプロジェクト～ごはんをたべよう～（一緒にプロジェクト実行委員会 福住美壽 氏）
8	平成29年7月31日	27	①講演：協働の指針とマニュアルについて（飯室委員）
9	平成30年2月3日	70	①講演：協働の指針とマニュアルについて（久会長） ②事例発表：「はなみずき保育園」の取り組み（はなみずき保育園 園長 前田幸男 氏）
10	平成30年7月30日	8	①協働の指針および協働のマニュアル、協働の事例集について ②協働の事例について（足立委員） ③宝塚市きずなづくり推進事業補助金の交付に際して
11	平成31年2月2日	32	①事例発表：「はなみずき保育園」と「放課後遊ぼう会」の取り組み（はなみずき保育園 園長 前田幸男 氏、足立委員） ②講演：協働の指針と協働のマニュアル、協働の事例集について（久会長） ③パネルトーク
12	令和元年10月6日	30	①説明：協働の指針および協働のマニュアル、協働の事例集について（飯室委員） ②講演：地域活動における男女共同参画入門（神戸親和女子大学発達教育学部教授 勝木洋子 氏）
13	令和元年11月1日	42	①（仮称）宝塚市協働のまちづくり推進条例素案について（檜垣委員） ②協働についての基調講演（久会長） ③「福祉」をテーマにした活動事例の紹介及びパネルトーク（久会長、コミュニティ末広、小浜まちづくり協議会）

協働の指針職員研修会 開催状況一覧

No	年月日	参加人数	内容
1	平成26年3月11日	34	
2	平成26年3月12日	28	①講義：協働の指針の策定経過と概要について（久会長） ②策定委員との意見交換「協働して良かったこと困ったこと」
3	平成26年3月19日	21	
4	平成26年8月12日	40	
5	平成26年8月19日	31	①講義：協働の指針の策定経過と概要について（久会長） ②策定委員との意見交換「研修を受講して協働について気付いたこと、感じたこと」
6	平成26年9月3日	38	
7	平成26年12月25日	74	①講義：協働の指針と同指針に基づく協働の実践について（久会長） ②事例発表：放課後子ども教室推進事業（足立委員）
8	平成27年1月13日	36	
9	平成27年1月27日	32	①講義：協働の指針の策定経過と概要について（久会長） ②策定委員との意見交換「研修を受講して協働について気付いたこと、感じたこと」
10	平成27年1月30日	34	
11	平成27年3月24日	69	①講義：協働の指針と同指針に基づく協働の実践について（久会長） ②事例発表：北雲雀きずきの森の活動（熊澤委員）
12	平成27年8月27日	34	
13	平成27年8月31日	31	①講義：協働の指針の策定経過と概要について（久会長） ②策定委員との意見交換「研修を受講して協働について気付いたこと、感じたこと」
14	平成27年9月7日	31	
15	平成27年12月1日	67	①講義：協働の指針と同指針に基づく協働の実践について（久会長） ②事例発表：中山台コミュニティの緑化環境対策事業（飯室委員）
16	平成28年1月15日	30	
17	平成28年1月18日	39	①講義：協働の指針の策定経過と概要について（久会長） ②策定委員との意見交換「研修を受講して協働について気付いたこと、感じたこと」
18	平成28年1月27日	35	
19	平成28年2月9日	51	①講義：協働の指針と同指針に基づく協働の実践について（久会長） ②事例発表：「地域の安全福祉マップの取り組み」から協働を考える（溝口委員）
20	平成28年8月24日	129	①「協働の指針と協働のマニュアル」について（飯室委員）
21	平成28年11月16日	79	①講義：宝塚市協働の指針及び協働のマニュアルについて（久会長） ②事例発表：すえなり寺子屋事業（加藤委員）
22	平成29年1月13日	40	
23	平成29年1月17日	41	
24	平成29年1月24日	33	①講義：宝塚市協働の指針及び協働のマニュアルについて（久会長） ②促進委員会委員との意見交換
25	平成29年1月27日	22	
26	平成29年1月30日	46	
27	平成29年1月31日	42	
28	平成29年5月30日	40	①講義：地域との協働～地域に向く際のポイント・注意点について（久会長） ※ 地域活動きずな研修の事前研修

No	年月日	参加人数	内容
29	平成30年1月22日	33	①講義：宝塚市協働の指針及び協働のマニュアルについて（久会長） ②促進委員会委員との意見交換
30	平成30年5月22日	17	①地域ごとのまちづくり計画見直しの取組について ②今後の具体的スケジュールについて ③地域ごとのまちづくり計画に期待することについて（飯室委員） ④地域ごとのまちづくり計画見直しガイドラインや地域に向き協働で計画を見直す際のポイント・注意点などについて（久会長）
31	平成30年5月23日	37	①講義：地域との協働～地域に向く際のポイント・注意点について（久会長） ※ 地域活動きずな研修の事前研修
32	平成30年10月31日	39	「地域活動きずな研修」情報・意見交換会
33	平成31年1月28日	16	地域自治推進担当次長 意見交換会（久会長）
34	平成31年2月7日	46	①講義：宝塚市協働の指針及び協働のマニュアル、協働の事例集について（久会長） ②事例発表：中山台の緑化環境対策事業（飯室委員）
35	平成31年3月18日	34	「地域活動きずな研修」報告会
36	令和元年5月22日	38	①講義：地域との協働～地域に向く際のポイント・注意点について（久会長） ※ 地域活動きずな研修の事前研修
37	令和元年11月8日	11	地域自治推進担当次長 意見交換会（久会長）
38	令和2年11月26日	10	①宝塚市協働のまちづくり推進条例について ②新しい公共と行政の役割（久会長：動画） ③地域ごとのまちづくり計画について
39	令和2年11月26日	4	
40	令和2年11月27日	11	
41	令和2年11月27日	12	
42	令和2年12月14日	15	
43	令和2年12月14日	6	
44	令和2年12月14日	17	
45	令和2年12月14日	12	
46	令和2年1月7日	18	
47	令和2年1月8日	13	
48	令和3年2月24日	8	
49	令和3年2月24日	8	
50	令和3年3月5日	6	
51	令和3年3月12日	5	
52	令和3年6月7日	15	

No	年月日	参加人数	内容
53	令和3年11月18日	20	<p><協働の取組推進担当次長 研修会> ①まちづくり協議会のあるべき姿（久会長：動画講義） ※ 対面による意見交換会の予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となり、代替として動画視聴による研修を実施した。</p>
54	令和3年12月22日	19	<p><協働の取組推進担当次長 地域ごとのまちづくり計画の進捗管理（年間確認）の助言や支援に関する説明会> ①地域ごとのまちづくり計画の進捗管理（年間確認）の助言や支援について ②質疑応答 ※ 密を避けるため、12/22、23、24の3日間に分けて開催。</p>
55	令和4年5月24日	9	<p><協働の取組推進担当次長（新任） 研修会> ①市長訓示 ②まちづくり協議会のあるべき姿（久会長：講義）</p>
56	令和4年5月26日	40	<p><「令和4年度地域活動きずな研修」事前研修及び個別説明会> ①まちづくり協議会について（市民協働推進課：説明） ②まちづくり協議会のあるべき姿（久会長：講義） ③担当するまちづくり協議会についての事前説明（市民協働推進課）</p>
57	令和5年1月5日	17	<p><協働の取組推進担当次長 情報交換会> ①対話の状況についての情報共有・意見交換 ②講評（久会長） ③進捗管理（年間確認）についての説明（市民協働推進課）</p>

○執行機関の附属機関設置に関する条例

昭和41年1月10日

条例第1号

注 昭和52年3月30日条例第2号から条文注記入る。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市行政評価委員会	施策評価、事務事業評価、夢・未来 たからづか創生総合戦略その他の行政マネジメントシステムについての調査審議に関する事務	9人以内	知識経験者 4人以内 担当事務の遂行に適任と認められる者 3人以内 市内の公共的団体等の代表者 1人 公募による市民 1人
	宝塚市旧安田邸利活用等事業者選定委員会	旧安田邸の利活用等に係る事業者の選定に関する事務	5人以内	知識経験者又は市長が適当と認める者 4人以内 公募による市民 1人
	宝塚市パブリック・コメント審議会	宝塚市市民パブリック・コメント条例(平成16年条例第34号)第12条 に規定する事務	8人	知識経験者 2人 市内の公共的団体等の代表者 3人 公募による市民 3人
	宝塚市協働のまちづくり促進委員会	協働のまちづくりの促進についての重要な事項の調査、審議に関する事務	19人以内	知識経験者又は市長が適当と認める者 14人以内 公募による市民 3人 市職員 2人
	宝塚市きずなづくり推進事業審査会	きずなづくり推進事業に係る補助金の交付決定その他のきずなづくり推進事業に係る重要事項についての調査、審議に関する事務	5人	知識経験者又は市長が適当と認める者 4人 公募による市民 1人
	宝塚市個人情報保護・情報公開審議会	宝塚市個人情報保護条例(平成17年条例第54号) による制度の運営に関する事項、 宝塚市情報公開条例(平成12年条例第50号) による制度の運営に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に関する事項についての調査、審議に関する事務	7人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 公募による市民 2人
	宝塚市個人情報保護・情報公開審査会	宝塚市個人情報保護条例 及び 宝塚市情報公開条例 による審査請求の審査に関する事務並びに出資等	5人以内	知識経験者 5人以内

	法人に係る異議の申出に関する事務		
宝塚市公正職務審査会	宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例(平成23年条例第2号)第7条 に規定する事務	5人以内	知識経験者 5人以内
宝塚市職員倫理委員会	宝塚市職員倫理条例(平成13年条例第2号)第6条第1項 に規定する事務	5人	知識経験者 5人
宝塚市入札監視委員会	市が行う入札及び契約の過程並びに内容に関する調査、審議に関する事務	3人	知識経験者 3人
宝塚市公契約条例検討委員会	公契約に関する条例についての調査審議に関する事務	8人	知識経験者 3人 事業主を代表する者 2人 労働者を代表する者 2人 公募による市民 1人
宝塚市公共事業評価委員会	国土交通省所管の公共事業(国庫補助金の交付を受ける事業に限る。)に関して市が実施する再評価及び事後評価並びにこれらに基づく市の対応方針についての審議に関する事務	7人(必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 5人 市内の公共的団体等の代表者 1人 公募による市民 1人
宝塚市空家等対策協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づく空家等対策計画の作成等及び特定空家等に対する措置についての調査、審議に関する事務	12人以内	市長 1人 知識経験者 5人 市内の公共的団体等の代表者 3人 関係行政機関の職員 3人以内
宝塚市環境紛争調整委員会	良好な環境の侵害に関する紛争のあつせん及び調停に関する事務	10人以内	知識経験者 10人以内
宝塚市パチンコ店等審査会	宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例(平成15年条例第34号) に規定する事項について、調査、審議する事務	5人以内	知識経験者 5人以内
宝塚市再生可能エネルギー推進審議会	再生可能エネルギーの利用の推進についての重要な事項の調査、審議に関する事務	7人	知識経験者又は市長が適当と認める者 3人 市内の公共的団体等の代表者 1人 事業主を代表する者 1人 公募による市民 2人
宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者選定委員会	宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業に係る事業者の選定に関する事務	3人	知識経験者 3人
宝塚市景観審議会	宝塚市都市景観条例(平成24年条例第21号)第7条	10人(必要に応じ臨時委員	知識経験者 8人 公募による市民 2人

	に規定する事項についての調査、審議に関する事務	を置く。)	
宝塚市特別職報酬等審議会	議会議員並びに市長、副市長及び教育長の報酬等の額の調査審議に関する事務	8人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 3人 公募による市民 2人
宝塚市営住宅入居者選考委員会	市営住宅入居者の選考についての調査、審議に関する事務	7人	知識経験者又は市長が適当と認める者
宝塚市男女共同参画推進審議会	宝塚市男女共同参画推進条例(平成14年条例第39号) による男女共同参画の推進に関する総合的施策、その他の重要事項の調査、審議に関する事務	10人	知識経験者又は市長が適当と認める者 7人 公募による市民 3人
宝塚市人権審議会	人権尊重の社会づくりについての重要な事項及び人権文化センター事業についての重要な事項の調査、審議に関する事務	21人以内	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 12人以内 公募による市民 4人 関係行政機関の職員 2人以内
宝塚市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害の原因、補償等についての調査、審議に関する事務	7人 (必要に応じ臨時委員若干名を置く。)	医療機関の医師 3人 知識経験者 3人 関係行政機関の職員 1人
宝塚市社会福祉審議会	市民の社会福祉についての調査、審議に関する事務	10人(必要に応じ臨時委員若干名を置く。)	民生委員 2人 福祉団体の関係者 1人 知識経験者 2人 市内の公共的団体等の代表者 2人 公募による市民 2人 関係行政機関の職員 1人
宝塚市老人ホーム入所判定会	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条の規定に基づく養護老人ホームへの入所の措置の要否についての調査、審議に関する事務	6人	関係行政機関の職員 1人 医療機関の医師 2人 福祉団体の関係者 2人 市職員 1人
宝塚市介護老人福祉施設等事業者選考委員会	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人福祉施設等に係る事業者の審査及び選考並びに地域密着型サービス事業者等の審査及び選考に関する事務	5人以内	知識経験者又は市長が適当と認める者 5人以内
宝塚市 ^{がい} 障害を理由とする差別の解消に関する調整委員会	宝塚市障害者差別解消に関する条例(平成28年条例第38号)第10条第1項 に規定する差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんに関する事務	7人以内	知識経験者 3人以内 事業主を代表する者 2人以内 障害者その他障害を理由とする差別の解消に関して理解のある者 2人以内
宝塚市保育所等選定委員会	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保	5人	知識経験者 4人 公募による市民 1人

		育所及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)に規定する小規模保育事業を実施する事業所の審査及び選定に関する事務		
	宝塚市労働問題審議会	労働問題についての重要事項の調査及び審議に関する事務	14人	事業主を代表する者 3人 労働者を代表する者 4人 知識経験者 2人 公募による市民 2人 関係行政機関の職員 3人
	宝塚市産業活力創造会議	産業振興に関する重要な事項についての調査、審議に関する事務	12人以内	知識経験者又は市長が適当と認める者 10人以内 公募による市民 2人
	宝塚市消費生活協議会	消費生活に関する重要事項についての調査、審議に関する事務	12人以内	知識経験者 2人 市内の公共的団体等の代表者 5人以内 関係行政機関の職員 3人以内 公募による市民 2人
	宝塚市農業振興会議	農業振興に関する重要な事項についての調査審議に関する事務	8人以内	知識経験者 1人 市内の公共的団体等の代表者 4人以内 関係行政機関の職員 1人 農業振興の関係者 1人 公募による市民 1人
	宝塚市観光振興会議	観光振興に関する重要な事項についての調査審議に関する事務	7人(必要に応じ臨時委員若干名を置く。)	知識経験者又は市長が適当と認める者 5人 関係行政機関の職員 1人 公募による市民 1人
	宝塚市民文化芸術振興会議	宝塚市民の文化芸術に関する基本条例(平成25年条例第42号)第15条 に規定する事務	12人以内	知識経験者又は市長が適当と認める者 10人以内 公募による市民 2人
	宝塚市上下水道事業審議会	水道事業及び下水道事業についての重要な事項の調査審議に関する事務	10人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 4人 公募による市民 3人
	宝塚市病院事業運営審議会	宝塚市病院事業についての重要な事項の調査、審議に関する事務	14人	医療機関等の代表者 4人 市内の公共的団体等の代表者 3人 知識経験者 3人 関係行政機関の職員 1人 公募による市民 3人
教育委員会	宝塚市奨学生選考委員会	宝塚市奨学金条例を廃止する条例(令和2年条例第8号)附則第2項の規定による修学資金の貸付に係る奨学生の選考に関する事務	6人	学校長 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 民生委員 1人
	宝塚市青少年センター運営協議会	青少年センターの運営についての調査、協議に関する事務	8人	学校長 3人 民生委員 1人 保護司 1人

			警察署長 1人 補導委員 1人 関係行政機関の職員 1人
宝塚市教育環境審議会	市立小学校及び中学校の教育環境の整備についての調査、審議に関する事務	11人以内 (必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 3人以内 児童又は生徒の保護者の代表者 2人 学校長 2人 市内の公共的団体の代表者 2人 公募による市民 2人
宝塚市幼稚園教育審議会	公私立幼稚園教育の振興等についての調査、審議に関する事務	11人	知識経験者 3人 私立幼稚園の代表者 2人 公立幼稚園の代表者 2人 公私立保育所の代表者 2人 公募による市民 2人
宝塚市人権教育推進委員会	人権教育の推進についての調査、審議に関する事務	17人以内	知識経験者 2人以内 学校教育の関係者 3人 社会教育の関係者 6人以内 市内の公共的団体等の代表者 3人 公募による市民 3人
宝塚市教育支援委員会	適正な就学指導及び就学後の支援についての調査、審議に関する事務	19人以内	知識経験者 6人以内 学校教育の関係者 9人以内 児童福祉の関係者 3人 福祉団体の代表者 1人
宝塚市公立学校教科用図書選定委員会	宝塚市公立学校の教科用図書選定についての調査、審議に関する事務	13人	知識経験者 2人 市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者 3人 市立学校の校長 3人 市立学校の教頭 2人 市立学校の教諭 3人

(昭52条例2・昭53条例33・昭54条例22・昭55条例53・昭57条例11・昭57条例50・昭57条例64・昭58条例7・昭58条例22・昭59条例7・昭60条例10・昭62条例4・昭62条例5・昭63条例1・平元条例1・平元条例36・平2条例2・平2条例28・平4条例17・平4条例51・平5条例25・平6条例5・平6条例52・平8条例23・平9条例13・平10条例19・平11条例27・平12条例17・平12条例25・平12条例42・平12条例47・平12条例50・平13条例2・平13条例26・平13条例32・平14条例5・平14条例38・平14条例54・平15条例34・平15条例41・平16条例23・平16条例32・平17条例1・平17条例3・平17条例54・平18条例60・平19条例10・平19条例26・平21条例4・平21条例35・平22条例1・平23条例2・平24条例1・平24条例21・平25条例29・平25条例34・平25条例42・平25条例55・平26条例34・平27条例2・平27条例3・平28条例1・平28条例4・平28条例33・平28条例38・平29条例21・平29条例31・平29条例39・平30条例40・平31条例1・令元条例11・令元条例17・令2条例6・令2条例8・令2条例32・令4条例1・令4条例27・一部改正)

(委任)

第2条 附属機関の運営について必要な事項は、当該執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の廃止)

2 次の条例は、廃止する。

(1) 宝塚市建設審議会条例(昭和35年条例第5号)

(2) 宝塚市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第47号)

(経過措置)

3 この条例施行の際、[前項第1号](#)に規定する委員は、この条例の規定に基づき、当該委員に任命されたものとみなす。

附 則(昭和42年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年条例第1号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年条例第14号)抄
(施行期日)

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年条例第27号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第42号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第5号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第23号)

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和46年条例第40号)

この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第15号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第51号)抄

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和49年規則第4号で昭和49年3月20日から施行)

附 則(昭和49年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第5号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年条例第24号)

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和51年条例第4号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第2号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第22号)

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第53号)

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第11号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第50号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年条例第64号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和57年規則第81号で昭和57年12月25日から施行)

附 則(昭和58年条例第7号)

この条例中、第1条の規定は、昭和58年4月1日から、第2条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第22号)

この条例中、第1条の規定は昭和58年10月1日から、第2条の規定は昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第7号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年条例第5号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第1号)

この条例は、平成元年1月8日から施行する。

附 則(平成元年条例第36号)

この条例中、第1条の規定は平成元年10月1日から、第2条の規定は平成2年10月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第2号)

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第28号)

この条例は、平成2年7月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第51号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第5号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第52号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第11号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第13号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(宝塚市援護資金貸付基金条例の一部改正)

- 2 宝塚市援護資金貸付基金条例(昭和39年条例第41号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成11年条例第27号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第17号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第25号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に、前項の規定による改正前の執行機関の附属機関設置に関する条例に規定する宝塚市廃棄物減量等推進審議会の委員に委嘱されている者については、この条例の規定に基づき委嘱された者とみなす。
 - 附 則(平成12年条例第42号)
この条例は、平成13年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成12年条例第47号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成12年条例第50号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成13年条例第2号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。
 - 附 則(平成13年条例第26号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。
 - 附 則(平成13年条例第32号)
この条例は、平成13年10月4日から施行する。
 - 附 則(平成14年条例第5号)
この条例は、平成14年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成14年条例第38号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の表市長の部宝塚市病院事業運営審議会の項の改正規定は、平成14年8月1日から施行する。
 - 附 則(平成14年条例第54号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中次に掲げる改正規定 それぞれ定める日
 - ア 第1条の表市長の部宝塚市個人情報保護・情報公開審議会の項に係る改正規定 平成15年1月22日
 - イ 第1条の表市長の部宝塚市人権審議会の項に係る改正規定 平成16年6月3日(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定(前項第1号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。)による改正前の執行機関の附属機関設置に関する条例に基づく宝塚市病院事業運営審議会の委員に委嘱された者で、第1条の規定による改正後の執行機関の附属機関設置に関する条例(以下「改正後の条例」という。)において、宝塚市病院事業運営審議会の委員の資格を失うもの(市長が定める者に限る。)については、平成15年4月1日以後においても、その任期が満了するまでは宝塚市病院事業運営審議会の委員とみなす。
- 3 改正後の条例第1条の表市長の部宝塚市病院事業運営審議会の項に規定する公募による委員については、前項の規定により宝塚市病院事業運営審議会の委員とみなされる者の任期満了後に、当該任期が満了する者の数に応じ委嘱するものとする。
 - 附 則(平成15年条例第34号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成15年条例第41号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は平成17年4月1日から、附則第8項の規定は同年6月1日から施行する。
 - 附 則(平成16年条例第23号)
この条例中第1条の規定は平成16年7月1日から、第2条の規定は平成17年10月1日から施行する。
(平17条例24・一部改正)
 - 附 則(平成16年条例第32号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成17年条例第1号)
この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は同年12月1日から施行する。
 - 附 則(平成17年条例第3号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第54号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職する収入役については、第1条の規定による改正前の執行機関の附属機関設置に関する条例の規定、第2条の規定による改正前の宝塚市長等倫理条例の規定、第4条の規定による改正前の宝塚市職員倫理条例の規定、第5条の規定による改正前の宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の規定及び第6条の規定による改正前の宝塚市職員等の旅費に関する条例の規定を適用する。

附 則(平成19年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の執行機関の附属機関設置に関する条例の規定に基づく宝塚市下水道事業運営審議会の委員に委嘱されている者については、改正後の執行機関の附属機関設置に関する条例の規定に基づく宝塚市上下水道事業審議会の委員に委嘱された者とみなす。

附 則(平成21年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(宝塚市青少年問題協議会条例の廃止)

- 2 宝塚市青少年問題協議会条例(昭和39年条例第45号)は、廃止する。

附 則(平成21年条例第35号)

この条例中第1条の規定は平成22年1月1日から、第2条の規定は同年12月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第1号)

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定中第1条の表市長の部宝塚市農業振興計画策定委員会の項を削る改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平23条例7・一部改正)

附 則(平成23年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成23年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第1号)

この条例中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第21号)抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、改正後の第8条から第15条までの規定並びに次条第3項及び附則第3条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年規則第58号で平成24年12月28日から施行)

附 則(平成25年条例第29号)

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第34号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の執行機関の附属機関設置に関する条例の規定により宝塚市子ども審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により、

審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱された者とみなされる者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、同日における従前の宝塚市子ども審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成25年条例第42号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第55号)

この条例中第1条の規定は平成25年12月1日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

(平27条例2・一部改正)

附 則(平成26年条例第34号)

この条例中第1条の規定は平成27年1月1日から、第2条の規定は同年12月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の2の規定 平成28年4月1日

(2) 第2条の規定 平成29年4月1日

(3) 第3条の規定 公布の日

(平28条例1・一部改正)

附 則(平成27年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則(平成27年条例第45号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成29年4月1日

(2) 第3条の規定 公布の日

附 則(平成28年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第33号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則(平成28年条例第38号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第10条から第14条まで及び第18条並びに附則第4項の規定は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年条例第39号)

この条例は、平成30年3月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(平31条例16・令2条例34・一部改正)

附 則(平成31年条例第16号)

この条例は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第63号)の施行の日(平成31年4月30日)の翌日から施行する。

附 則(令和元年条例第11号)

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(令和2年条例第32号)

この条例中第1条の規定は令和2年7月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。